

令和4年1月12日

公 証 人 各 位

日本公証人連合会

総括理事 小坂敏幸

精神障害・知的障害のために意思能力が欠ける未成年者の親からの
任意後見契約締結の申入れの扱いについて（通知）（その4）

標記の任意後見契約締結の申入れに対して、精神障害・知的障害のため意思能力が欠ける未成年者の両親の一方が子を代理し、他方の親が自らを任意後見受任者とする取扱いの追認方法については、令和3年12月24日当職から通知したところですが、特別代理人等の追認の私書証書及び委任者本人の公正証書のひな形を作成しましたので参考にしてください。

記

第1 私書証書の参考ひな形について

日公連においては、最高裁昭57・11・18判決民集36-11-2274、最高裁昭57・11・26判決判タ486-77の各裁判例が「選任された特別代理人又は成人に達した本人の追認がない限り」と判示していることに基づき、特別代理人が追認できるとの見解に立っておりました。もっとも、追認するのは本人である未成年者であり、法定代理人である共同親権者によって意思表示すべきところ、片親が受任者であるから、特別代理人がそれを代替する必要があり、受任者でない片親と特別代理人とが共同で意思表示すべきであるとの見解もあり得るところです。

そこで、日公連の執行部において検討したところ、全国各所の家庭裁判所の取扱いですので、日公連の考えに基づいた統一的な取扱いを求めるのは困難であり、期限が迫っている案件があるので相当でなく、受任者でない片親と特別代理人が共同で意思表示すべきであるとの見解に立ち、より迅速な対応で進めることが得策であるとの結論に至りました。

そこで、これに基づいた別紙ひな形①及び②を作成しました。

これを公正証書で作成することも可能ですが、当事者の負担や公証役場の負担を考えると、私書証書による取扱いが相当であろうと思われます。

私書証書によって追認した場合、通常の認証と同様、代理認証は可能であり、

その場合、双方代理にも該当しません。

第2 本人による追認公正証書の作成について

成人した意思能力のある本人による追認は、別紙ひな形③及び④を参考に、公正証書を作成してください。

本人の意思能力の確認をしていただくこととなりますので、原則、本人と面談して公正証書を作成する必要があります。もっとも、本件事案に関しては、オミクロン株の蔓延など、このコロナ禍において、公証役場に赴くまでに感染するのではないかと心配する嘱託人やその関係者、健康に懸念を抱いている嘱託人やその関係者などもあることも考えられます。そこで、これらの事情を踏まえ、公証人において、やむを得ない事情により委任者に直接面接することができないと判断するときは、別添の令和3年5月26日当職通知「テレビ電話の任意後見及び遺言代用信託での利用について」に準じて「Face Hub」を使用したテレビ電話（キャプチャ機能を含む。）を利用する取扱いを許容することといたします。

以 上